

○飯塚市空家等管理事業者登録・紹介制度実施要綱

令和7年8月20日

飯塚市告示第246号

(目的)

第1条 この告示は、空家等の管理サービスを提供する事業者(以下「空家等管理事業者」という。)を登録し、所有者等へ紹介することで、空家等の適切な管理を促進し、良好な住環境の保全と安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等及び飯塚市空家等の適切な管理に関する条例(平成30年飯塚市条例第27号)第2条第1項に規定する部分空家等をいう。
- (2) 所有者等 空家等の所有者又は管理者をいう。
- (3) 空家等管理業務 外観の点検、家屋の通風、水道の通水、敷地内・家屋の清掃、雨漏りの確認、庭木のせん定、除草その他空家等を適正に管理するための業務をいう。

(空家等管理事業者)

第3条 空家等管理事業者として本制度に登録し、利用できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 飯塚市内に事業所を有する者
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者ではないもの
- (3) 市税等(市税及び国民健康保険税をいう。以下同じ。)を滞納していない者
- (4) 自らが行う空家等管理業務について、パンフレット又はホームページで広報を行うことができる者
- (5) 空家等管理業務の報告を所有者等へ行うことができる者

(申請)

第4条 空家等管理事業者として登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、飯塚市空家等管理事業者登録申請書(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 誓約書(様式第2号)
- (2) 役員等名簿及び同意書(様式第3号)
- (3) 納税証明書等市税等に滞納がないことを証する書類  
(登録及び公表)

第5条 市長は、前条の規定による申請があった場合に、第3条の規定を満たしていると認めるときは、飯塚市空家等管理事業者名簿(様式第4号。以下「管理事業者名簿」という。)に登録するとともに、その旨を飯塚市空家等管理事業者登録通知書(様式第5号)により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により管理事業者名簿に登録したときは、市ホームページへ掲載し、並びに建設政策課及び各支所経済建設課の窓口において一般の閲覧に供する方法により公表するものとする。

(登録内容の変更)

第6条 前条第1項の規定により管理事業者名簿に登録された空家等管理事業者(以下「登録事業者」という。)は、前条第1項の規定により登録された管理事業者名簿の内容を変更しようとするときは飯塚市空家等管理事業者登録事項変更申請書(様式第6号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合に、第3条の規定を満たしていると認めるときは、管理事業者名簿を変更するとともに、その旨を飯塚市空家等管理事業者登録事項変更決定通知書(様式第7号)により登録事業者に通知するものとする。

(登録の抹消)

第7条 登録事業者は、登録を抹消しようとするときは飯塚市空家等管理事業者登録抹消申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その登録を抹消するものとする。

3 前項の規定により抹消するもののほか、市長は、登録事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、当該登録事業者の登録を抹消する。

- (1) 登録事業者が第3条に規定する要件に該当しなくなったとき
- (2) 登録事業者が第4条の規定に基づく申請時に誓約した内容に違反したとき

4 市長は、前2項の規定により、登録を抹消したときは、その旨を飯塚市空家等管理事業者登録抹消通知書(様式第9号)により空家等管理事業者に通知するとともに、当該空家等管理事業者を管理事業者名簿から抹消するものとする。

(空家等管理業務の内容等に係る協議)

第8条 空家等管理業務の内容、料金その他必要な事項については、所有者等と登録

事業者の双方で協議し、決定するものとする。

2 市長は、前項の協議及び決定については、一切これに関与しない。

(調査等)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、この告示に定めるもののほか、空家等管理事業者に対し、資料の提出若しくは提示又は説明を求めることができる。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、告示の日から施行する。